

○総務省裁決データベースより転載

■2020/01/20 青森県知事

裁決内容

審査請求人が平成31年1月10日付けで提起した〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還額決定処分に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成11年7月21日、審査請求人の世帯に対する法による保護（以下「保護」という。）を開始した。
- 2 処分庁は、平成30年10月10日、審査請求人の長女（以下「長女」という。）が利用する共同生活住居（以下「共同住居」という。）の7月分の家賃等に係る領収書を持参した審査請求人から、「住宅費が多めに支給されている気がする。前任者又は前々任者のケースワーカーには、共同住居の家賃が減額になる旨話したはずである。」という旨の申し出があったことを受け、共同住宅の家賃（自己負担分）が月額15,000円に変更され、住宅費が5,000円の過支給となっていることを確認した。
- 3 処分庁は、平成30年10月18日、共同住居の管理者から家賃額証明書及び賃貸（変更）証明書の提出を受け、共同住居の家賃が平成28年4月1日から5,000円引き下げられて月額15,000円に変更されており、その結果、平成28年4月から平成30年10月までの住宅扶助として、審査請求人に計155,000円（5,000円×31か月分）の住宅費が過分に支給されていたことを確認した。
これを受け、処分庁では、直近3か月分（平成30年8月から同年10月まで）の過支給額15,000円を遡及変更により戻入することとし、残額140,000円の取扱いについてはケース診断会議で検討することとした。
- 4 処分庁は、平成30年10月30日、ケース診断会議を開催し、審査請求人に対する住宅費の過支給額140,000円全額について返還を求めることを決定した。
- 5 処分庁は、審査請求人に対する過支給額140,000円を審査請求人の資力と認め、平成30年11月2日付けで、法第63条の規定による費用返還額を140,000円と決定する処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

6 審査請求人は、平成31年1月10日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査庁に対し、本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件処分を取り消すとの裁決を求めているというものであり、その理由とするところは、次のとおりである。

(1) 本件処分に係る決定通知書（以下「本件処分通知」という。）の法第63条の理由欄の記載がよく理解できない。

(2) 共同住居の家賃変更については、平成28年4月1日変更の直後（反論書では「1か月経過後ころ（28年5月）」と記載）に、当時の担当員（平成31年4月23日に審理員が実施した口頭意見陳述において、当該担当員の「上司」に訂正）に書類を見せて伝えたのに、「分かりました」というだけでコピーも取らずに返され、その後、何の変更もなく、平成30年10月に改めて共同住居の家賃変更について確認を求めたところ、平成28年4月に遡り、合計140,000円の返還を求められたことには納得できない。

(3) 処分庁は、毎回の保護決定通知書により、住宅費に変更がないことを確認する機会が何度もあったと主張するが、一般的に保護決定通知書を見て理解できる者はほとんどいない。

逆に、処分庁は、担当員が変わった場合などは特に、世帯の保護決定調書等の内容に変更がないか確認すべきであり、それがなされていなかったとすれば、処分庁の怠慢である。

(4) 処分庁のミスにより過支給となったものを、保護費を削って全額返還せよというのは納得ができない。

(5) シングルマザーYさんが福祉事務所に収入申告していた児童扶養手当を福祉事務所が1年3か月にわたり収入認定せず、また、冬季加算を4月以降も支給していたことで保護費の過支給が発生した事案で、Yさんは、全額の返還を求めた福祉事務所に対し、収入申告をしていたので適正額が支給されていると思っており、生活費や養育費に使っていたため、返還できないとして裁判で争った。

その結果、東京地方裁判所は、生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還金の返還をさせないことが相当であると福祉事務所が判断する場合には、被保護者は過誤支給分を返還しなくてもよいとし、福祉事務所が命じた法第63条に基づく費用返還額の決定処分を取り消す判決を平成29年2月1日付けで出し、確定した。

この判決により、費用返還を定めた法第63条については、全額の返還を一律に義務付けたものではないことが明確となったため、本件処分もこの確定判決の上に立って当然に見

直されるべきである。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件処分には違法又は不当な点はないというものであり、その理由は次のとおりである。

(1) 法第61条で、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき」は、速やかに、「保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」と定められており、審査請求人についても住宅費の変更があったときは、速やかに処分庁に届け出なければならないが、処分庁が平成28年4月に行われた長女の住宅費の減額を把握したのは平成30年10月10日である。

審査請求人は同日前に処分庁に申し出たと主張しているが、平成28年3月以前の担当者や同年4月以降の担当者及び当時の直属の上司に聞き取り調査を行ったものの、いずれも記憶にないと証言しており、ケース記録表にも家賃の減額にかかる記載はない。また審査請求人は、当初は当時の担当者に話をしたと主張していたが、後になって当時の担当者の上司に話をしたと主張するなど発言内容が変わっており、情報が不確かである。

(2) 審査請求人には、保護決定の内容に変更がある都度、内訳が記載された保護決定通知書を送付しているため、保護決定通知書により住宅扶助費が変更されていないことを確認する機会が何度もあったほか、年数回の来所や訪問による面接の際にも、同様に確認することができる機会があったにもかかわらず、処分庁への届け出が行われておらず、平成30年10月10日以前に住宅扶助費の変更を申し出たとする審査請求人の主張は認めることはできない。

(3) 審査請求人については、平成28年4月から住宅費の過渡し分が生じており、「資力があるにもかかわらず保護を受けた」ことから、法第63条の規定により過渡し分の保護費の返還を求めたものである。

理由

1 本件処分に係る法令等の規定について

(1) 法第63条の規定について

ア 法第63条は、費用返還義務について、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

イ また、「改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」（厚生省社会局保護課長小

山進次郎著、中央社会福祉協議会刊)では、法第63条にいう「急迫の場合等」の「等」について、「調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を過つて、不当に高額の決定をした場合等である。」とされている。

(2) 関係通知について

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。)の1(1)によれば、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とされており、「次に定める範囲」として、「④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」など、自立更生費の控除が認められるものが①から⑥まで挙げられている。

2 本件処分の適法性・妥当性について

(1) 法第63条の趣旨等について

ア 平成29年2月1日の東京地方裁判所の判決(平成27年(行ウ)第625号)は、法第63条の趣旨について、次のように判示している。

(7) 法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまる。

(4) これは、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること(第1条)に鑑み、現に保護を受けている被保護者に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

イ 法第63条の趣旨を踏まえると、保護の実施機関は、費用返還額の決定に当たって、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査し、これらを踏まえ、費用返還額の決定が被保護者の最低生活及び

自立にもたらす影響等を考慮した上で、適切に判断することが求められる。

そして、判断の基礎とされた事実に誤認があること、判断の過程において考慮すべき事情を考慮していないこと、事実に対する評価が合理性を欠くこと等により、その決定内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、与えられた裁量の逸脱又は濫用があったものとして違法となるものと解される。

ウ このため、本件処分の適法性・妥当性の判断に当たっては、上記イの判断の枠組みに照らして、処分庁における費用返還額の決定が適正に行われているかどうか判断することとなる。

(2) 資力の認定について

ア 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の間13-5の答(1)によると、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするもの」であり、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還すべきである。」とされている。

イ 本件では、共同住宅の家賃が減額となった平成28年4月から平成30年10月までの間に審査請求人が受領した住宅費の過支給額155,000円（5,000円×31か月分）のうち、遡及変更により戻入となった15,000円（平成30年8月から同年10月までの3か月分）を差し引いた140,000円が、法第63条に定める「資力」に当たると解される。

よって、審査請求人の資力を140,000円と認定した処分庁の判断は、法令等の定めに従った適正なものといえ、その判断の基礎とされた事実認定にも誤りがあったとは認められない。

(3) 処分庁における過誤の有無について

ア 審査請求人の主張について

審査請求人は、住宅費の過支給の原因は、審査請求人から届出を受けながら放置した処分庁の過誤によるものであるから、保護費を削って全額返還することは納得できない旨主張している。

仮に、住宅費の過支給の原因が処分庁にある場合、費用返還額の判断の過程において考慮すべき事情となり得ることから、処分庁における過誤の有無について検討する。

イ 審査請求人による届出の事実について

(ア) 証拠書類等について

審査請求人は、処分庁に対し、平成28年4月以降において、共同住居の家賃変更を届け出た旨主張しているが、審査請求人からは、そのことを立証する書類の提出はない。加え

て、処分庁から提出のあった審査請求人に係るケース記録（以下「本件ケース記録」という。）などの資料においても、審査請求人が共同住居の家賃変更について処分庁に届け出た旨の記載は確認できない。

また、審理員の質問事項に対して処分庁が回答した書面によると、処分庁では、当時の担当者（前々任者と前任者）及び当時の直属の上司（査察指導員）に対して事実確認を行ったが、両者の回答はいずれも「記憶にない。そのような申し出があれば記録しておくはずであるから、記録がないのであれば、事実はなかったと思われる。」とのことであった。

(イ) 審査請求人の主張内容の検討について

審査請求人が主張する届出の内容についてみると、家賃変更を届け出た相手方が、審査請求書及び反論書では当初「当時の担当員」とされていたが、平成31年4月23日に審理員が実施した口頭意見陳述において、当該担当者の「上司」に訂正されており、また、届け出た時期についても、審査請求書では「平成28年4月1日変更の直後」とあったものが、反論書では「1か月経過後ころ（28年5月）」に変遷していることが確認できる。

また、審査請求人が主張するように、担当者の上司に家賃変更を届け出ていたとすれば、平成28年4月以降、当該担当者が3か月ごとに審査請求人宅を訪問調査しているのであるから、いずれかの機会において、届出後の状況について担当者に直接確認を取ることにも十分に可能であったにもかかわらず、審査請求人がそのような対応をとった事実は確認できない。

さらに、担当者の上司（査察指導員）の有する知見からすると、審査請求人から家賃変更の届出があれば、その場で審査請求人に対し必要な対応を行うことが想定され、そのまま放置するとは考えにくい。

(ロ) 以上のことを勘案すると、審査請求人の主張のみからは、審査請求人から事前に家賃変更の届出があったと認定することはできない。

ウ 処分庁による家賃確認の要否について

(ア) 審査請求人は、担当職員が変わった場合などは特に、家賃も含めた世帯の保護決定調書等の内容に変動がないか確認すべきであり、確認が行われていなかったとすれば処分庁の怠慢である旨主張している。

(イ) 被保護者の資産及び収入に関する申告の時期・回数については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）の第3の問13及び第8の問55の回答に基準が示されており、保護の実施機関は、被保護者からの申告を「少なくとも12か月ごとに行わせること」とされている。このため、処分庁は、少なくとも年に1回は、被保護者から資産及び収入の状況について確認する必要があるものと解される。

一方、被保護者が居住する借家等の家賃の確認の頻度については、関係法令及び通知において明確に定められていない。

(ウ) 法は、申請保護の原則を採用しており、法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき」は、「すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。

(エ) 以上を踏まえると、処分庁には、家賃の変更を確認する義務までであつたとは言えず、処分庁に怠慢があつたとする審査請求人の主張には理由がない。

エ 以上から、住宅費の過支給の原因が処分庁の過誤によるものであつたと認めることはできず、費用返還額の判断の過程において考慮すべき事情とはならない。

(4) 自立更生費の控除について

ア 取扱通知の1(1)は、保護金品の全額を返還対象とすることにより当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合には、同①から⑥までに定める範囲の額の自立更生費を控除して差し支えないと定めている。

そして、費用返還額の判断を行うに当たっては、これらの自立更生費の控除の要否についても調査を行う必要があると解されるため、処分庁における当該調査の有無について検討する。

イ 自立更生費の控除についての調査の実施の有無について、処分庁からは、住宅費が過支給となっていた期間の生活費の使途を審査請求人から聞き取った結果、最低生活目的以外に、審査請求人自身の英会話教室の会費や長女の通うダンスクラブ会場への付き添い交通費がかかっていることを確認したが、いずれも自立更生費としては認めなかった旨の回答がされている。

ウ しかし、本件ケース記録の記載内容を合理的に判断すると、処分庁が審査請求人に対し、本件処分が審査請求人の世帯に与える影響について聞き取りを行った際に、審査請求人から、費用返還により英会話教室の会費等を今後支払えなくなるとの相談があつたものと解するのが相当であり、審査請求人から英会話教室の会費等を自立更生費として控除してほしい旨の申し出があつたと解して、自立更生費について聞き取りを行ったと認定することは困難である。

また、自立更生費に関する調査の具体的な方法について、処分庁からは、「最低生活費をメモで示し、家計（生活費）を見直しするよう提案した。その後に自立更生費の有無について聞き取り調査を行った。」との回答がされただけで、審査請求人に対して具体的にどのような調査を行ったのかについては全く説明がなく、当該調査の実施を裏付ける資料の提出もなかった。

エ 問答集の問13-5の答(3)によると、「返還額の決定は、担当職員の判断で安易に

行うことなく、法第80条による返還免除の決定の場合と同様に、そのような決定を相当とする事情を具体的かつ明確にした上で実施機関の意思決定として行うこと。」とされている。

本件処分に係るケース診断会議の記録を見ると、処分庁は、本件処分に当たり、審査請求人から事前に家賃変更の届出があったかどうかについては検討したことが確認できるが、自立更生費に関する記載はなく、処分庁が自立更生費の控除の要否について組織的に判断した形跡は全くみられなかった。

オ 上記ウ及びエの状況に照らすと、処分庁は、審査請求人に対し、自立更生費についての説明や、その有無について聞き取りなどを行っておらず、世帯の自立阻害の有無についての具体的な検討も行うことなく、140,000円全額を返還させる前提で本件処分を行ったと評価せざるを得ない。

(5) 結論

以上のことからすると、本件処分は、費用返還額の判断の過程において考慮すべき自立更生費の控除の要否について調査が尽くされていない点で瑕疵があり、著しく妥当性を欠くものと認められるから、違法である。

よって、処分庁は、本件処分を取り消した上で、費用返還額の判断について再検討すべきである。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

裁決 認容